

## 松江家庭裁判所委員会（第3回）議事概要

### 1 日時

平成16年9月28日（火）午後2時30分～午後5時00分

### 2 場所

松江家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員） 飯島健太郎，石飛一成，岩宮恵子，岡崎由美子，岡部康幸，島田清次郎，中島洋子，錦織靖雄（五十音順 敬称略，2名の委員は欠席）

（庶務） 松田事務局長，長谷総務課長，星野総務課課長補佐

（説明者）中嶋首席家裁調査官，岡部首席書記官

### 4 議事（発言者：■委員長，○委員，●説明者等）

#### (1) 委員長選任

島田委員が選任された。

この点について，委員から次のような意見があった。

○ 第1回委員会では，事務局との連携や裁判所の事情がよく分かっているということから前所長が委員長に選任された。今回も新しい所長が委員長になることでよいと思うが，委員会の意見を取りまとめて裁判所に述べるような場合には，所長である委員長が同一人である所長に対して意見を述べるということになるので，その場合には少し工夫をして行っていただきたい。

(2) 第2回委員会の「家庭裁判所の市民に対する広報活動について」の意見交換において各委員から出された意見に対する検討結果を総務課長が以下のとおり説明した。

● 前回は裁判所の行っている広報活動について様々な意見をいただいた。その後，松江地家裁合同で広報委員会を立ち上げ，広報活動について検討しているところである。

ホームページの充実については，新たに松江地家裁の各種統計数値を掲載した。また，申立書等の書式の掲載については，最高裁のホームページにある書式にリンクするように設定したが，なお，松江地家裁のホームページに基本的な書式を掲載するよう現在検討を続けている。その他にも，裁判所に

親しみを持ってもらえるような内容のものを掲載するよう検討している。ホームページを定期的に更新できるようになれば、地方自治体のホームページから当庁のホームページにリンクしてもらえるようにしたいと考えている。

裁判官が学校に赴いて講義する、いわゆる出前講義の実施については、県内の各小中学校に呼びかけた。また、新たに小中学生に模擬刑事裁判を経験してもらおうという計画をし、呼びかけたところ、ある小学校から申込みがあり、12月に模擬刑事裁判を行う予定である。出前講義及び模擬刑事裁判については、日程が整えば実施できるように態勢を整えており、今後も積極的に行っていきたいと思っている。

この点について、委員から次のような意見があった。

- 小学生を対象とした模擬刑事裁判については、初めての試みであり、課題や問題点等が出てくるであろうが、非常に評価できる取組だと思うので、これを皮切りに今後定着するように続けていただきたい。
- 裁判員制度をめぐる問題では、以前、弁護士、検察庁、裁判所の法曹三者で模擬刑事裁判を実施できないかということを経験したことがあるが、その時は難しいという感触だった。法曹三者がそれぞれの役割で模擬刑事裁判を実施できないものかと思う。弁護士会でも子供達に対する法教育には、力を入れて取り組んでいるので、模擬刑事裁判のシナリオを見せていただければ、参考にしたいと思うので配慮していただきたい。
- 今回実施しようとしている模擬刑事裁判は、現行の刑事裁判を前提としたもので、裁判員制度を前提としたものではない。実際の法廷を使って実施するものであるが、現在どのように刑事裁判が行われているかを知ってもらうことや社会科の勉強の一端としてもらうためのものでもある。全国的にも小、中、高校生を対象に行われている。
- 実施する際には、マスコミを通じて、ピーアールしていただきたいと思う。
- 今回予定されている模擬刑事裁判は、裁判員制度には直接関わらないというものの、将来一般市民として司法に関わることもあろうし、小学生の頃から司法に関心を持つということは大切なことだと思うので、是非とも定着させていただきたい。
- 裁判所としてもできるだけ努力したいと思う。

(3) 首席家裁調査官が「家庭裁判所からの情報発信と地域貢献について」の現状について以下のとおり説明した。

- 少年事件の関係では、家庭裁判所は処分を決める司法機関なので、事件の係属中以外で関わることは制約されており、警察、保護観察所、児童相談所などが、少年や家庭、学校や地域と直接関わることになる。

家庭裁判所が蓄積した情報を地域へ発信する方法の一つとしては、毎年、家庭裁判所主催で中学校や高校、警察、保護観察所、児童相談所、少年院などの関係機関との連絡協議会を開催しており、その中で、非行の一般的な状況、家裁の処遇内容などを伝えたり、互いの情報交換を行っている。

また、島根県青少年問題協議会の委員に首席家裁調査官が任命されている。さらに、県の青少年育成会議や保護観察所主催の「社会を明るくする運動」、児童相談所主催の「非行児童ネットワークキング」などに少年係の調査官が出席して意見を述べたり、情報交換している。

そのほか、保護司会、学校の生徒指導担当者やPTAなどの各種研修会へ調査官が講師として赴いたり、各種団体が裁判所を見学される際などに、事例を通じて蓄積した子どもや保護者の現状や関わり方の工夫などについて話すこともある。

松江家裁としては、地域連携とまで言えるほどのことではないが、係属中の事件について、少年に老人施設を訪ねて介護を手伝わせたり、公園の清掃などの社会奉仕活動をさせて社会性を涵養したりする試みもしている。また、「保護者の会」と称して、非行した少年の親同士が気持ちを語り合ったり、子供への関わり方のノウハウを勉強してもらったりする工夫もしている。さらに、保護者の監護力や交友関係などに問題があつてすぐに家庭に戻せない少年の場合は、民間のボランティアの家庭にしばらく預け、仕事などをさせながら再非行に走らないように指導をする補導委託ということもしている。適当な委託先、受入先を探しているので、この席を借りてよい情報があればいつでもご紹介をお願いしたい。

(4) 「家庭裁判所からの情報発信と地域貢献について」意見交換を行った。

主な内容は次のとおり。

- 具体的な交流事例を教えていただいたが、現在行われているのは、ほとん

どが関係機関との交流であり、市民レベルとの交流は少ないようである。今後は、一般市民レベルとの交流を拡げるべきであろう。

- 具体的な交流先としてどこが考えられるであろうか。
- 具体的な交流先は思い付かないが、例えば、PTA等が効果的であると思う。PTAレベルをもう少し拡げていった先にどこかありそうな気がする。
- 以前、裁判所と関係機関との協議会に関わったことがあるが、これらの協議会は情報交換に終始しており、情報発信や地域貢献の場とは言えないのではないか。事件が起きる背景として学校にも問題はあられるかもしれないが、家庭と地域にも警鐘を鳴らす必要があるのではないか。家庭裁判所として、もう少し行政に働きかけたり、また、家庭裁判所が今まで蓄積したものを社会の人々に知っていただき、考えていただく、そういった役割を期待するのは無理なのだろうか。そういった点に視点を向けてもらえば、今後の裁判員制度にも役立つし、身近な裁判所にもなり得るのではなかろうか。現状から一歩踏み出して欲しい。
- 貴重なご意見だと思う。何かできることがないか検討した方がよいのかもしれない。ただ、行政機関に働きかけるということは裁判所の制度上、限界があるのではないか。しかし、家庭裁判所は地方裁判所に比べて、一般市民に近い立場といえるので、その利点を活かすことができるよう、今後さらに検討していくべきと思う。
- 最高裁は少年事件の重大事犯についての問題を分析して公表しているが、地方の裁判所には地方の裁判所としての役割があり、地域で起こっている問題に関して、例えば補導委託先の確保ひとつにしても地域の人達に理解してもらわなければならないことがある。家庭裁判所はもっと問題提起をする存在であっていただきたい。
- 教員の研修会等にも裁判所見学等を取り入れていったらどうか。一般市民を含めて、教員も裁判所のことをほとんど知らないというのが現状ではないか。
- 裁判所を見学していただくのはありがたいが、家庭裁判所の事件は原則非公開であり、見に来ていただいた場合には、模擬審判、模擬調停などを実施して、説明はできるが、実際の場面を見てもらうことができないので、どう

すれば家庭裁判所が行っていることをアピールすることができるのかという点が非常に難しいところである。それでもまず、裁判所の中に一歩足を踏み入れてもらうことが必要だと思っている。

- 鳥取では教員の研修の一環として裁判所見学会を行ったようだが、そういうことも企画してはどうかと思う。
- 教員はターゲットとして狙いどころではないか。実際に裁判所の見学をした上で生徒に教えた方が説得力があると思われるし、まず教員を取っかかりとしてはどうだろうか。
- 法教育を行うには、そういうことが必要だと思う。子供達にどう教えればよいかということ先生達に教えるということが大切なことで、裁判所がそれを担えると本当によいことだと思う。是非検討課題としていただきたい。
- まず法廷を見てもらうことから始まるかもしれないが、先生達をターゲットとして取り込めれば、父兄に対する働きかけもできるし、確かによいことだと思う。
- 私もそのとおりだと思う。事件を起こした少年の背景がよく分かり、また、その少年にとって必要な措置を考えられる立場にあるのは教員であると思うので、教員を対象とすることは大きな意義があるのではないか。
- 少年事件が起こる前に、裁判所の指導を受けながら、非行を防止できるようになればよいと思うが、裁判所に連絡することを嫌がる学校もある。裁判所が積極的に動けるのは、事件として係属してからということになるので、限界がある。その点について学校のお考えはどうであろうか。
- 鳥根県の場合、「生徒指導推進室」を設けて生徒指導を行っている。学校で困ったことがあれば、その推進室に相談をしているが、担当者では対応できないこともある。その推進室の研修を行ってもらうなど裁判所と連携を図っていけば、効果のある指導ができるのではないか。
- その点については、検討する。
- 児童相談所と家庭裁判所の深い関わりはできないのか。

ある少年が仲間との関係を断つため、児童相談所に一時保護して欲しいと相談したが、対応してもらうには1か月以上待たなくてはならず、結果的に事件を起こしてしまった。そういった時、家裁に相談し、児童相談所で一時

保護してもらえば予防にも繋がると思うが、無理であろうか。

- 児童相談所と家庭裁判所は扱う問題がかなり違う。犯罪を犯す恐れがなければ、まず児童相談所に行くのが一般的だと思う。児童相談所の対応が遅かったということだが、教育センター、警察の支援センターなどもあるので、そういうところに相談に行った方が良いと思う。家裁に相談を持ち込まれたらそういった機関に連絡して指導をバトンタッチすることになると思う。
- その少年は一時保護を希望し、警察にも相談したが、犯罪を犯していないので保護することができないということであった。そういう場合に何かよい方法があれば、その子は事件を起こすこともなかったわけで、予防という点で何かできないかと思う。
- 女子高生が、カッターナイフで傷つけられたという事件が最近あったが、その事件を契機に、地域や家庭が結束し、地域環境をよくしていこうという運動を始めたそうである。そういう地域環境づくりをするために、関わりのある機関ができることを行っていくことで、地域の人を呼び覚ますことになるのではないだろうか。
- 誰にこの問題をもっていけば解決できるのかということがたくさんある。事件として裁判所に来るまでに一体どんなことがあったのかということを経験所には知っていただきたい。
- 非行グループから抜きたいと思った少年に対してどういう救いの手を差し伸べることができるのかということに労力を費やしているが、壁は厚い。補導委託という制度があった場合、家裁の事件として来るまでの少年を、そういう所に受け入れていただくことができるのかどうか考えていただくことは、予防という観点から大事なことではないか。
- 鳥取では受入れ可能なケースでも、島根の養護施設では受け入れてくれない。それは、地域によって民間で支える基盤があるかないかだと思われる。島根は市民レベルでの基盤がまだ弱い。
- 裁判所が期待されることは多いが、一般論として行政に働きかけることは非常に難しいと思われる。
- 情報発信することによって行政を動かすことは可能ではないかと思われる。
- 地域貢献における情報発信と、学校の先生への働きかけを通じていろいろ

な所に交流を拡げていくという二点を当面の具体的課題として検討していただきたい。

■ 重要な課題として裁判所としても検討したいと思う。

(5) 事務局長が「松江家庭裁判所における情報収集」の現状について以下のとおり説明をした。

● 情報収集の現状は、裁判所見学会などの際にアンケートを実施して、参加者から実施した企画に対する反応や裁判所に対する印象を伺ったり、裁判官が高校に赴いて行った出前講義の際には、裁判所に対する印象や講義内容などについて感想を伺っている。

また、裁判所の正面玄関ロビー等に設置している投書箱「みなさまの声」に投書がある。この投書箱「みなさまの声」は、平成12年度開催の家裁委員会でもいただいた意見などを参考に、「少しでも国民に対して、より身近なイメージを持ってもらうためにはどうしたらよいか。」というテーマで、裁判所内にプロジェクトチームを立ち上げて検討した結果、平成13年6月に投書箱を設置したものであるが、本年3月に投書箱を2階の地裁刑事書記官室前の公衆電話横と家裁受付前の階段踊り場に増設し、投書用紙を待合室8か所に置くこととした。

「みなさまの声」でいただいた苦情や意見は貴重な意見であるので、すべての内容を管理職の全員に周知して部下職員の指導に役立てるほか、内容によっては全職員に回覧して接遇等についての注意喚起を図っている。設備についての苦情については、できる限り改善する方向で検討し、まだまだ十分ではないが、できるものから実行してきているところである。

そのほか、裁判所から出掛けて行う各種講義の場における意見交換や、裁判所で開催される各種関係機関との協議会等での意見交換による情報収集がある。

(6) 「家庭裁判所の運営に関して市民の意見を受け容れる方策について」の意見交換を行った。主な内容は次のとおり。

○ 裁判所の運営に市民の意見を反映させる方策について、以下のとおり提案をする。

ア 対象と方法について

(ア) 裁判所を利用している人達に対するアンケートを実施する。裁判所の運営に対する意見を出していただき、その意見を話し合える懇談会の場を設定する。

(イ) 法的な問題に関わる相談機関，民間シェルター等の相談担当者の忌憚のない意見を聞く。

(ウ) 行政の担当部局の現場担当者の忌憚のない意見を聞く。

(エ) 一般市民の意見を聞く。ホームページ，裁判所企画のイベント等での意見募集あるいは公聴会を実施する。

#### イ 受入れについて

(ア) 各種相談機関との集まりに所長や裁判官が出席し意見を聞く。

(イ) 集約した意見を裁判所の運営に反映させる方策を，家裁委員会に諮問する。

(ウ) 諮問を受けての改善や取組を市民に公表し，評価してもらう。

#### ウ 情報公開について

収集した意見，家裁委員会の諮問結果，諮問を受けて改善した取組結果のそれぞれについて市民の意見及び評価を情報公開する。

全体の過程を常に公開しながらやっていくということが更に市民の関心呼び、新たな意見も出てくることになると思う。

取りかかりとしては，前記アの（ア）か（イ）あたりからやっていただいた方がよいのではないかと思う。

- 法的な問題に関わる相談機関等の意見と言われたが，具体的なイメージを伺いたい。
- 高齢者障害者総合相談センター，女性相談センター等が主なところか。そのほか，民間のシェルターとか，母子相談を担当している部署なども家裁には関係ある相談機関だと思う。私も職業柄そのような機関にかかわっているが，裁判所に対する不満をたくさん聞く。そういったところの声こそ本当は一番聞いていただきたいところである。
- 非常に多数の機関であり，個別にやっていくことは無理だと思われる。
- 一緒に集まってもらえばいいのではないか。共通する問題としてみなさん同じような感想を持っていると思われる。



- 個別の対応等に関する不満であるか。
- 個別の不満とは言っても一般化できると思う。実情を知らないままで改革とか改善とか言うのもどうかと思われる。
- 裁判所も情報の収集として投書箱も増やしたが、その割には投書は多くない。
- 思ったことを言える人ばかりではないので、投書用紙に質問の項目を増やすとか書き易さを工夫すべきである。
- 投書の件数が少ない。これではダメだと思う。待ちの姿勢ではなく、出かけて行って意見を収集していかないと、家庭裁判所に対する意見は上がってこないのではないか。投書箱の意見は、否定的な意見が多いと思われる。それ以外の意見を収集する意味でも、そういった各種機関の意見を聞く価値はあるのではないか。
- アンケートの書式について、項目を設け段階評価する等工夫する必要があるのではないか。
- 質問項目を決めると答が誘導できるということもあり、当庁では自由に書いていただくということで白紙にしているが、白紙だと思ったことをどう表現していいかわからないといったことがあるとすれば、もう少し工夫の余地があると思う。用紙についてのご意見があれば、次回以降にでも聞かせて欲しい。
- 調停の当事者から気持ちを分かってくれない調停委員がいる、男性調停委員から、女だから我慢をしろとか言われたと聞いたことがある。

少年事件に関しては、調査官に良くしていただいたという話は、よく聞く。不満が多いのは離婚調停事件のようである。
- 調停が自分の思うような結果で終わらない場合に、当事者が不満を持つことが多いのではないかと思うが、調停委員には、当事者の話を真剣に聞く態度が求められると思う。
- 調停の性質上、両方が満足することは難しい。しかし、私自身は調停委員に関しての巷で耳にするような不満は聞いたことはない。調停は誰がやっても難しいと思う。
- 調停委員が頑張っていることはよく分かるが、本当に適切な方が調停委員

になっているのだろうかという疑念を持つ人がいる。選任手続の公平さや透明性を含めて、責任を持って調停を行っているということを示すことが納得を得る上では必要だと思う。

■ 情報を発信をしない限り、情報収集もできないので、情報発信として出前講義や模擬裁判をするということは必要だろうと思っている。

○ 大学の学生に3回にわたり、裁判官の仕事、民事、刑事裁判について講義を行った。それをきっかけに法廷傍聴にも来てもらい、裁判の実態がわかっ  
てもらえたのではないかと考えている。将来の裁判員の候補ということでもあり、いい機会ではなかったかと考えている。おそらく来年以降も講義に行くことになると思う。学生の感想としては、裁判官の生の声が聞けて良かったというのが多く、裁判所としてもいい経験になったと思っている。

● 裁判傍聴に学生が来られた場合には、終わってからできるだけ分かり易く話をする機会を持つように心懸けている。

○ 心理学を学んでいる学生が毎年裁判所見学をしていて、その際に空法廷を見せていただいているが、それだけで、感動している。ベーシックな体験をしておくだけでもよいと思う。

■ あらゆる機会を捕まえて裁判所に足を踏み入れていただき、裁判所に対する意見を寄せていただけたらと思う。情報収集の方策について委員から多様な意見をいただいたので、裁判所としても検討していきたいと思う。

#### (7) その他

○ 議事概要をもう少し詳しくしていただけないだろうか。リアルさが出た方が読む人に伝わると思う。

○ リアルさが出た方が受け手の側に伝わる深さが違うのではないか。どのあたりまで踏み込めるかという問題はあるだろうが賛成である。

○ 個人として発言しているので、団体の意見と取られると困る面はあるが、基本的には賛成である。

■ 議事録の表現方法については検討したい。

#### (8) 次回意見交換テーマ等について

次回意見交換テーマは「裁判員制度」とし、松江地方裁判所委員会と合同開催とし、平成17年2月初旬の予定で開催することとなった。